

議第56号

三島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

三島市個人情報保護条例（平成12年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第16条第1項第2号中「同法第28条」を「番号法第29条」に、「（同法）」を「（番号法）」に改める。

第22条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「同法」を「番号法」に改め、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月7日提出

三島市長 豊岡 武士